

Antitrust & Competition

Tokyo

Client Alert

30 March 2020

南アフリカの裁判所が外国事業者に対する管轄 権に関する判断を公表

本アラートに 関するお問い合わせ先



井上 朗 パートナー 03 6271 9463 akira.inoue@bakermckenzie.com



佐藤 哲朗 カウンセル 03 6271 9740 tetsuro.sato@bakermckenzie.com



岡村 優 シニア・アソシエイト 03 6271 9746 yu.okamura@bakermckenzie.com

南アフリカの競争上訴裁判所(Competition Appeal Court)は、金融機関による為替レートのカルテルをめぐって、外国事業者に対する管轄権に関する判断を下した。

2015年4月1日、南アフリカ競争委員会(Competition Commission)は、多数の金融機関が、南アフリカ・ランドとドルの為替レートに関する価格拘束及び市場分割の共謀を行い、1998年競争法第89号(「競争法」)第4条(価格拘束及び市場分割等の禁止)に違反したとして、これらの金融機関に対する手続きを開始した。南アフリカでは、競争委員会が競争法違反について調査を行い、競争裁判所が行政上の制裁を決定する制度が採られており、2017年2月15日、競争委員会は、競争裁判所(Competition Tribunal)に申立てを行った。競争裁判所では、外国事業者に対する管轄権が争われ、競争委員会から数回にわたって補正の書面が提出されるなど、複雑な経過を辿った後、2019年6月12日、判決が下された。

外国事業者は、南アフリカに拠点を有しておらず、南アフリカで事業を行っていない「純粋な外国事業者」と、国内で支店や駐在事務所などの一定のプレゼンスがある「部分的な外国事業者」に分けられる。

まず、部分的な外国事業者とされた金融機関について、金融機関が現地事務所を有していることのみから人的管轄権を有しているといえるかどうかが争点になったが、競争裁判所は、銀行法の解釈に基づき、競争委員会が人的管轄権を証明するに足りる事実を提示したと認定した。一方、事物管轄権については、金融機関に雇用されたトレーダーの行為が、競争法における事物管轄権を正当化するに足りる「国内における効果」にどのように結びつくのかについて、証拠が提示されていないとした。

次に、純粋な外国事業者とされた金融機関について、競争裁判所は、人的管轄権を主張するためには、純粋な外国事業者と競争裁判所の管轄権との間に「十分な関連性」があるかどうかを検討した上で、競争委員会から提示された事実からは、このような関連性を認定するためのいかなる要素も認められないとした。しかし、競争裁判所は、純粋な外国事業者に対する人的管轄権がなくても、制裁金を課さない宣言的な命令は発することができるとした。これに対して、金融機関は、競争委員会が管轄権を有しない者に対して宣言的命令を発することは、不公正、不公平かつ不合理であるとして、競争上訴裁判所に上訴した。

競争上訴裁判所は、競争委員会は人的管轄権を認定する必要があり、そのためには、外国事業者と南アフリカとの現実かつ実質的関連性について立証する必要があるとした。また、競争委員会は、事物管轄権を立証する必要があ

り、そのためには違法行為による、直接、予見可能な、かつ実質的な南アフリカへの影響を立証する必要があると述べた。その上で、競争裁判所は、管轄権に関して自ら下した結論に論理的に従っておらず、管轄権を有しないと判断した以上は、いかなる命令も是認する権限も有しないと判断した。

なお、競争上訴裁判所は結論として、競争委員会は純粋な外国事業者に対しても適切な申立てを行う最後の機会を与えられているとして、競争委員会が、人的及び事物管轄権の両方について管轄権を裏付ける事実を一定期間内に主張することを認めた。

本件は、南アフリカにおける外国事業者の競争法違反に対する管轄権について指針を示すものであり、南アフリカに関係するビジネスを行う企業にとって重要な判断であるといえる。